

○母性健康管理措置とは

母性健康管理措置とは、男女雇用機会均等法（12条、13条）に基づき、妊娠中及び出産後の女性労働者が、健康診査等を受け、医師等から指導をうけた場合は、その女性労働者が受けた指導事項を守ることができるように、事業主は、勤務時間の変更や勤務の軽減、休業等の措置を講じなければなりません。

○新型コロナウイルス感染症に関する特例

新型コロナウイルス感染症に関しては、感染の恐れによる心理的ストレスが母体の健康に影響することが考えられ、医師等の指導を受けた場合、企業に申し出て、次のような新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置が受けられます。

作業の制限／在宅勤務／休業／時差通勤／勤務時間の短縮 等

新型コロナウイルス感染症に関する同措置の対象期間は、令和3年1月31日までです。

○妊娠・出産や上記の措置を求めたことを理由とする次のような事業主の不利益取扱いは男女雇用機会均等法において禁止されています。

解雇／退職の強要／契約更新がされない／正社員からパートへの転換強要等 等